

準防火地域の指定拡大について

準防火地域指定拡大の目的

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、多くの火災が発生し、延焼（次々に火事が燃え移り広がること）による甚大な被害が生じました。さらに、平成23年に発生した東日本大震災でも火災による被害が生じております。今後、東海・東南海・南海地震や上町断層型地震等の発生が懸念されていることから、火災による被害を軽減するための対策が必要です。

そのため、本市では、災害に強い安全・安心なまちづくりを進める取り組みとして、準防火地域の指定を拡大し、建築物の火災に対する安全性を高め、市街地の防災機能の向上を図ります。

準防火地域とは、

都市計画法に規定される「市街地における火災の危険を防除するために定める地域」であり、建築物の外壁・軒裏の材料や窓の開口部の仕様等に対して、一定の防災性能が必要となります。

準防火地域に指定することで、

火災時に延焼するまでの時間を遅らせることで、避難時間を確保し、人的被害を軽減します。また、建物更新時に不燃化を促進することで、まち全体の防災性能を高めます。

準防火地域指定拡大区域

○指定拡大後の区域

人が居住する住宅地等における安全性を確保するといった観点から、

市街化区域内（内陸部）の建ぺい率60%以上の区域（約587ha）

を準防火地域とします。

【お問い合わせ先】

高石市 土木部 都市計画課 都市政策係

TEL 072-275-6403

FAX 072-263-6116

準防火地域の指定区域図

